第十四条の二第二項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	職員	家庭的保育者
第十四条の三第一項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	その行つた援助に関する入所している者	家庭的保育事業に関する保育を行つている乳幼児
第十四条の三第三項	児童福祉施設	家庭的保育事業を行う市町村
	その行つた援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の実施	家庭的保育事業
	都道府県又は市町村	都道府県

第三十六条の三十九　法第三十四条の十七に規定する厚生労働省令の定める事項は、次のとおりとする。

一　家庭的保育者の氏名、保育士又はその他の資格及び経験年数に関する事項

二　保育を行う居宅等の位置、施設及び設備の状況に関する事項

三　次に掲げる家庭的保育事業の運営の状況に関する事項

イ　家庭的保育者が保育する乳幼児の数、保育状況、家庭的保育補助者の状況及び保育時間

ロ　家庭的保育者の保育の方針

ハ　家庭的保育者に対する支援体制に関する事項

ニ　その他家庭的保育事業に関する事項

四　保育料の額に関する事項

五　家庭的保育事業による保育の利用手続に関し、市町村長が必要と認める事項

法第三十四条の十七に規定する情報の提供は、地域住民が当該情報を自由に利用できるような方法で行うものとする。

第四十条第一号中「保育の実施の」を「保育所における保育を行うことの」に、「保育の実施が」を「保育所における保育が」に改め、同号イ中「第十九条第五号に掲げる事業」を「家庭的保育事業」に改める。

第四十一条を次のように改める。

第四十一条　削除

第四十三条を次のように改める。

第四十三条　削除

第五十条の二の表中「第一条の三十五」を「第一条の三十六第一条の三十七」に、「第三十六条の三十六」を「第一条の三十七第一条の三十八」に改める。

三十六条の四十」に、「第三十六条の三十七第一項」を「第三十六条の四十一第一項」に、「第三十六条の三十七第三項」を「第三十六条の四十一第三項」に、「第三十六条の三十八第一項」を「第三十六条の四十二第一項」に、「第三十六条の三十九第一項」を「第三十六条の四十三第一項」に、「第三十六条の四十第一項」を「第三十六条の四十四第一項」に、「第三十六条の四十二第二項」を「第三十六条の四十六第二項」に改める。

第三号様式表中「同法第三十四条の四又は同法」を「第三十四条の四、第三十四条の十三、第三十四条の十六又は」に改め、同様式裏を次のように改める。

裏

児童福祉法（抄）

第十八条の十六　都道府県知事は、試験事務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、指定試験機関に対し、報告を求め、又は当該職員に、関係者に対し質問させ、若しくは指定試験機関の事務所に立ち入り、その帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　前項の規定による質問又は立入検査を行う場合においては、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

③　第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第三十四条の四　都道府県知事は、児童の福祉のために必要があると認めるときは、児童自立生活援助事業若しくは小規模住居型児童養育事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事務所若しくは施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

第三十四条の十三　都道府県知事は、前条の基準を維持するため、一時預かり事業を行う者に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第三十四条の十六　都道府県知事は、前条の基準を維持するため、家庭的保育事業を行う市町村に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に、関係者に対して質問させ、若しくは家庭的保育事業を行う場所に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

第四十六条　都道府県知事は、前条の最低基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に従事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

②　第十八条の十六第二項及び第三項の規定は、前項の場合について準用する。

③・④　（略）

（里親が行う養育に関する最低基準の一部改正）

第三条　里親が行う養育に関する最低基準（平成十四年厚生労働省令第百十六号）の一部を次のように改正する。

第十七条第二項中「第一条の三十五」を「第一条の三十六」に改める。

第十八条中「第一条の三十五各号」を「第一条の三十六各号」に改める。

（次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正）

第四条　次世代育成支援対策推進法施行規則（平成十五年厚生労働省令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「及び第四号」を「及び第三号」に改める。

（児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第五条　児童福祉法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十一年厚生労働省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

附則第二条第二項中「第一条の三十五」を「第一条の三十六」に改める。

附則第三条第一項中「第一条の三十六第一号イ」を「第一条の三十七第一号イ」に、「第三十六条の三十七第一項第六号」を「第三十六条の四十一第一項第六号」に改め、同条第二項中「第一条の三十二第一項」を「第一条の三十三第一項」に改める。